疾患群、疾病名、疾病の状態の程度の変更について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」の修正案

疾患群 (案)	区分	番号	疾病名(案)	疾病の状態の程度(案)	備考
血患→系疾管患	遺性血末血拡症出性梢管張		遺伝性出血性末梢血管拡張症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝 固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹 膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実 施する(断続的な場合も含めておおむね6か月以上) 場合 疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合	よ患と群「のび色母大等り群と内疾程をゴ斑動のにおののるま候脈な移疾い状な(りま奇の疾動患でもないなりないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがないがな
血 患 → 系 疾 管 患	カバハメッ症群サッ・リト候		カサバッハ・メ リット 症候群 現 象	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する(断続的な場合も含めておおむね6か月以上)場合 疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合	よ称まな移疾い態ら(り群奇現疾すりへた疾動患でのび青様、形状病る適変、患と群疾程を色母大等に名。なす適へもにののるム症静たし変名。切の、お状な。ま候脈、た更

膠原病	ステ			より適切な疾
→皮膚	₁ −	スティーヴン ス・ジョンソン 症候群 (中毒性 表皮壊死症を含 む)	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 アグロブリン 製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又 は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合 治療を必要とする場合	患群への移動
疾患	ヴン			とともに、疾患
	ス・			群内において
	ジョ			「疾病の状態
	ンソ			の程度」のなら
	ン症	97		びをとる。(膿
	候群			疱性乾 癬)
神経・				現状では眼筋
筋疾患			眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾	型重症筋無力
	重症		向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、	症には対応で
	筋無	重症筋無力症	皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをい	きておらず、疾
	力症		う。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折	病の特性に合
			又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	わせてより適
				切に変更する。